



# 秩父市いじめ防止基本方針



秩父市イメージキャラクター

ポテくん

平成28年3月

秩 父 市

## 目 次

1	はじめに	
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	
( 1 )	いじめの定義	2
( 2 )	いじめの理解	2
( 3 )	いじめの未然防止	2
( 4 )	いじめの早期発見	2
( 5 )	いじめへの対応	3
( 6 )	家庭や地域との連携について	3
( 7 )	関係機関との連携について	3
3	いじめの防止に向けた取組	
( 1 )	秩父市における取組	4
( 2 )	学校における取組	5
4	重大事態への対処	
( 1 )	重大事態とは	8
( 2 )	報告	8
( 3 )	調査の実施	8
( 4 )	再調査	10

## 1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。

しかし、いじめや暴力等により、子供の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

いじめを防止するためには、市民全員で、いじめを許さない風土づくりをすすめていく必要があります。

平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成25年10月、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

埼玉県においては、平成26年1月、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

秩父市では、これまでも秩父市学校創造スーパープランのもと、「笑顔とあいさつ 思いやりと感動 志高き 秩父大好き人間の育成」を基本理念とし、知・徳・体・コミュニケーションの調和のとれた児童・生徒を育成すべく、いじめの根絶をはじめ、様々な取組を進めて参りました。

この「秩父市いじめ防止基本方針」（以下「秩父市基本方針」という。）は、これまでの取組に加え、国・県の基本的な方針を元に、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものであります。

秩父市基本方針に示したいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、小・中学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものであります。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### ( 1 ) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

### ( 2 ) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

### ( 3 ) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

### ( 4 ) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、

いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守っていくことが必要である。

#### ( 5 ) いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携を進める。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を進める。

#### ( 6 ) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と、家庭や地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について、家庭や地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### ( 7 ) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そこで、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。

### 3 いじめの防止に向けた取組

#### (1) 秩父市における取組

##### ア 「秩父市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。(法第14条第1項)

秩父市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、「秩父市いじめ問題対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

連絡協議会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関係する機関及び団体の連携を図るための必要事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る。

##### イ 「秩父市いじめ問題専門委員会」の設置

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。(法第14条第3項)

秩父市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、条例の定めるところにより、「秩父市いじめ問題専門委員会」(以下、「専門委員会」という。)を設置する。

専門委員会は、いじめの防止等のための対策に関すること及び重大事態発生時の調査を行う。

##### ウ 秩父市が実施する施策

###### (ア) 小・中学校を支援する

- ・秩父市いじめ・不登校対策推進委員会を開催し、いじめ防止に係る教職員向け研修会を実施し、教職員の資質の向上を図る。
- ・指導主事等が生徒指導に係る学校訪問を実施し、いじめに係る学校の取組に対して継続的に指導・助言を行う。
- ・いじめの早期発見、早期対応に資するため、スクールソーシャルワーカーによる巡回相談を実施する。

###### (イ) 相談体制を充実させる

- ・児童生徒、保護者を対象とする電話やメールの相談窓口を設置する。

- ・臨床心理士を配置し、教育相談を行う。
- ・各中学校にスクールカウンセラーを配置する。
- ・全中学校にさわやか相談員を配置し、小学校を含めた教育相談を行う。

(ウ) 家庭・地域・関係団体との連携を充実させる

- ・「家庭向けリーフレット」により、保護者の意識の高揚を図る。
- ・児童等に対するあいさつ・見守り活動における連携を促進する。
- ・地域における行事及び活動並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童等が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう支援する。

( 2 ) 学校における取組

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(法第13条)

各学校は、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として各学校の実情に応じ、以下の点に留意して定める。

- (ア) 学校基本方針により、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。
- (イ) 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- (ウ) 「いじめの未然防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てが組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。
- (エ) 家庭・地域も巻き込みながら策定や説明に努める。
- (オ) 法第22条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置づける。
- (カ) 未然防止の取組は、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- (キ) いじめに関するアンケート調査(無記名)等を年間複数回実施する。
- (ク) 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、学校基本方針を見直すことができるようにする。
- (ケ) 重大事態への対処については、迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを行っておく。)

## イ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法第22条)

各学校は、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うための中核となる組織（以下「いじめ防止対策委員会」という）を置く。

学校いじめ防止対策委員会の具体的な役割は、以下のとおりである。

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## ウ いじめに向かわない態度・能力の育成

### (ア) 生徒指導・教育相談体制の確立

教職員一人一人が、いじめ問題の重大性を認識し、いじめを決して許さないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていく体制の充実を図るなど、生徒指導・教育相談体制を整備し、いじめの未然防止に努めることが重要である。

### (イ) 教師の姿勢と学級経営の在り方

教師自身が、児童生徒から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級経営を進めていくことが大切である。好ましい人間関係の保たれた学級集団にいじめは発生しにくいことから、児童生徒一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級にすることが大切である。

### (ウ) 児童生徒一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動

学校生活の大半を占める授業時間を、学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にすることで、自己有能感を感じながら前向きに学校生活を送ることができるようになる。こうしたことから、すべての教育活動において、児童生徒が生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに、児童生徒一人一人が他者への思いやりの心を持ち、人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視することが必要である。



(エ) 学校と保護者や地域との連携

「いじめ問題」は、単に児童生徒や学校、家庭の問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組むことが重要である。学校としては常に開かれた学校づくりに努め、保護者や地域と相互に協力できる体制をつくる必要がある。

(オ) 児童生徒の自浄能力を育てる

児童生徒自身に「自浄能力」を身に付けさせることは、未然防止のなかで重要である。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制する。自校に誇りを持ち「自分たちの学校ではいじめを絶対に許さない」という気運を高めることが大切である。

(カ) インターネット等を通じて行われるいじめの防止

近年、携帯電話、パソコン、スマートフォン等によるインターネットの家庭への普及が急速に進んでおり、児童生徒についても、「ネット上のいじめ」や、詐欺等の犯罪の被害等、インターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が増してきており、警察などの関係機関や保護者等と連携して、対策を講ずる必要がある。

#### 4 重大事態への対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。（法第28条）

##### （1）重大事態とは

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安にしている。ただし、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

小・中学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

##### （2）報告

小・中学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

##### （3）調査の実施

###### ア 調査の趣旨および調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止

に資するために行う。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

小・中学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導又は、人的措置を含めた適切な支援を行う。

#### イ 調査を行うための組織

教育委員会又は小・中学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けるものとする。教育委員会が調査を行う際には、専門委員会を招集し、調査に当たる。

#### ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

##### (ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とし、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして対応に当たる。

##### (イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や、聞き取り調査を行う。

##### (ウ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。

##### (エ) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

小・中学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、小・中学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

( 4 ) 再調査（調査結果報告を受けた秩父市長による再調査及び措置）

ア 再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例の定めるところにより、「秩父市いじめ問題再調査委員会（以下、「調査委員会」という。）」を設置する。調査委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命する。

ウ 再調査の結果の報告

再調査の結果について、市長は、議会及び教育委員会に報告する。

エ 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事等の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家など外部専門家の配置等の支援を行う。